

官業勞働佐廠勞愛會規約細則

第一章 會員

第一條 佐世保海軍之廠ニ在勤ノ勞務者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛シ入ル會シタルモノヲ會員トス

第二條 本會々員ハ左ノ場合ニ於テ其ノ資格消滅ス  
一 佐世保海軍ノ廠ノ雇傭ヲ解シタル時

第三條 本會々員ハ自己ノ都合ニ依リ脱退スルモノヲ得マス

但シ理事會ニ於テ相違ノ理由アリト認メタルトキハ此限リヲ入  
第四條 本會々員ニシテ不都合ノ所爲アリタルトキハ理事會ノ

議決ニヨリ除名スルモノトス

第五條 本會々員ニ事ハ所定ノ會員証ヲ交付ス

第六條 本會々員ハ廿人以上ノ賛成ヲ得テ本會ニ對シ